

平成25年TOKYO交通安全キャンペーン

12月1日(日)～7日(土) やさしさが走るこの街 この道路



重点推進項目 子どもと高齢者の交通事故防止

信号を守る、横断歩道を渡るなど、基本的な交通ルールを守りましょう。

自宅付近の慣れた道でも、油断せず、左右の安全を確認して横断するなど、他の交通に注意しましょう。

外出時には、明るく自立した服装を心掛け、「反射材」を身に付けて車の運転者に「自分の存在をアピール」しましょう。

自転車の安全利用の推進 夕暮れでも、必ずライトを点灯しましょう。

ヘルメットを着用し、周りの安全をしっかりと確認して運転しましょう。

次のような「自転車の禁止行為」は絶対にやめましょう。

*信号無視、夜間の無灯火運転、傘差し運転、飲酒運転、歩道での歩行者妨害、運転中の携帯電話、イヤホン・ヘッドホンの使用

二輪車の交通事故防止 重大事故の原因となる速度超過、無理な追い越し、割り込みは絶対にやめましょう。

ヘルメットは正しく着用し、自分の体を守りましょう。胸部プロテクターも有効です。

飲酒運転は悪質な犯罪です。「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」を絶対を守りましょう。

二日酔いでも飲酒運転です。運転する前日は深酒を控えましょう。

車を運転する人に酒を勧めたり、飲酒している人に車を貸したり、飲酒運転の車に乗ることも犯罪です。絶対にやめましょう。

違法駐車対策の推進 違法駐車は、渋滞や交通事故を引き起こす原因になります。絶対にやめましょう。

短時間の駐車でも必ずパーキングメーターや駐車場を利用しましょう。

車や二輪車で外出する際は、あらかじめ駐車場の場所を確認しておきましょう。

12月の交通事故の特徴 年間でも交通事故死者数や交通事故件数が多い。平成24年の全交通事故死者数は、約2割が12月に発生しており、最少月(2月、3月)の約3

倍となっています。高齢者の交通事故死者数が多い。平成24年12月の交通事故死者数のうち、約7割が高齢者となっています。

年末の慌しさの中で、運転が「急ぎの心理」になりがちです。気持ちを引き締めて行動しましょう。

反射材の有効性など 反射材は、車のライトなどが当たると光を反射します。運転者は、反射材を着けている人を遠くから発見することができます。

反射材を腕や足など、動く部分に着けると、より効果があります。

反射材は、ホームセンター、日用雑貨店などで扱っています。

反射材には、靴のかかとや、自転車の泥よけ部分に貼るシールタイプ、カバンに取り付けるキーホルダータイプ、反射材付き衣服など、さまざまな種類があります。

自転車も交通事故を起こせば刑事・民事上の責任を問われます。ルールを守って、安全に自転車を利用しましょう。

歩道のない下り坂を走行中、正面から来た歩行者と衝突。歩行者は重度の後遺障害(神戸地裁。平成25年7月4日判決、賠償額約9500万円)

夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、歩行者に追突。歩行者は重度の後遺障害(横浜地裁。平成17年11月25日判決、賠償額約5千万円)

自転車も、損害賠償保険などに加入しましょう。

問合せ 五日市警察署(595・0110)、福生警察署(551・0110)、地域防災課防災安全係

障がい者週間 12月3日(火)～9日(月) 障がいの理解のための映画会

障がい者週間の一環として、映画会を開催します。

期日 12月8日(日) 場所・時間 秋川ふれあいセンターふれあいホール：午前10時30分(10時開場) 五日市地域交流センター3階 まほろばホール：午後2時(1時30分開場) 定員 秋川ふれあいセンター：200人(先着順) 五日市地域交流センター：150人(先着順) 上映作品 「39窃盗団」 映画の内容：ダウン症の兄と発達障がいを持つ弟が主役の

コメディ映画です。費用 無料 問合せ あきる野市地域自立支援協議会事務局「あすく」(532・1793)

納税などには 便利な口座振替制度を「ご利用ください」

口座振替は、納め忘れや納付順を間違える飛び越し納付の心配がなく、金融機関窓口などで待たされることもないので大変便利な制度です。

申込み手続き 口座振替を希望する金融機関の窓口か市役所の窓口で預貯金通帳と登録印をお持ちになり、口座振替依頼書に記入、押印の上申し込んでください(市外の金融機関で申し込む場合は口座振替依頼書を送付しますので)

ひとり親家庭等医療費助成制度(マル親)の申請はお済みですか

ひとり親家庭等医療費助成制度(マル親)の該当者判定の所得対象者が平成26年1月1日から平成24年中の所得になります。所得制限額を超過していたため、12月までひとり親家庭等医療費助成制度を受けられなかった方も該当になる場合があります。

で、窓口で手続きをお願いします(表の所得制限額参照)。

現在、医療証をお持ちで、8月、11月に現況届の手続きを行っていない方は、早めに手続きをしてください。

対象 18歳になった日の属する年度の末日以前(障がい児は20歳未満)の児童を監護している父か母または養育者で、次のいずれかに該当する方(所得制限額以下の方)

父母が離婚 父か母が死亡 父か母が重度の障がい者など 助成内容 市民税非課税世帯：保険診療に係わる患者負担相当額を助成(患者負担なし) 市民税課税世帯：保険診療に係わる患者負担額1割を除いた額を助成

制度の対象となるのは、児童を監護している方とその児童です。ただし、市民税課税世帯のうち、小学生か中学生については、義務教育就学児童医療制度(マル子)の助成内容が有利となるので、申請の際はご注意ください。

申請に必要なものは、健康保険証(制度の対象者全員のもの) 平成25年度課税証明書(平成24年1月2日以降、あきる野市に転入した方のみ)

連絡ください。 問合せ 徴税課徴税係

12月4日から10日は 人権週間です

市内では6人の人権擁護委員が法務大臣から委嘱され、さまざまな活動を行っています。

市では、人権週間に合わせて、人権の上相談を実施します。家庭や近隣などでの悩みごとがありましたら、気軽に相談してください。

人権擁護委員 伊藤宗武さん(入野)

要件によつてはその他の書類が必要な場合があります。 申請・問合せ 子育て支援課・子育て支援係、五日市出張所市民総合窓口係(申請のみ)

この調査は、わが国の工業の実態を明らかにすることを目的とするもので、統計法に基づく報告義務がある重要な調査です。調査の結果は中小企業施策や地域振興等、国や地方公共団体などの行政施策の基礎資料として活用されます。

調査票に記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することはありません。

対象 市内の製造事業所を対象に、12月31日時点で実施します。

調査方法 調査をお願いします。 事業所には、12月中に調査員が調査票を配付し、来年1月に回収に伺います。

問合せ 総務課庶務係

工業統計調査を 実施します

関田正幸さん(下代継) 肥後くめ子さん(草花) 本堂節子さん(山田) 三上裕子さん(野辺) 渡邊祐一さん(平沢) 「人権の上相談」(予約制)

日時：12月6日(金) 午後1時30分～4時30分 場所：あきる野ルピア3階会議室 内容：いじめ、差別、家庭での悩みごとなどに関する相談 申込み・問合せ：市民課市民相談窓口係(直通558・216)



表 所得制限額

扶養親族の人数	申請者本人の所得額	扶養義務者の所得額
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人以上	1人増すごとに38万円を加算	

条件により所得から控除できる金額があります。